

障がい者の就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション 実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、「第6期北海道障がい福祉計画」に基づく取組の一環として、道が参加者を広く募集し、障がい者の就労支援に関する取組をとりまとめ道民に周知することにより、民間企業等が行動を起こし易い環境をつくり、障がい者の就労支援に対する理解促進と行動の輪の拡大を図ることを目的とする。

第2 取組内容

- 1 道は、障がい者就労支援の行動の輪を拡大させるため、「障がい者の就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション」（以下「アクション」という。）の参加者（企業・個人・団体等を問わない。）を広く募集するものとし、参加者に対し、就労支援に関するメールマガジンの発信を行うとともに、「参加者が現在行っている」、または「これから取組む」就労に関する活動を取りまとめるものとする。
- 2 道は、道民に対する障がい者就労支援の理解促進のため、前項により集約した参加者の取組を、ホームページやメールマガジン、庁舎スペース等を活用し広く周知・啓発するなど、情報発信の強化に努めるものとする。
- 3 道は、道民や民間企業等の障がい者就労支援の主体的な取組をさらに促進するため、関係機関などと連携しながら、経済団体や企業等へ働きかけを行い、企業などが連携して就労支援のために実りある行動をより主体的に起こす働きかけにつなげるための環境づくりを行うものとする。

第3 参加対象

第2 第1項「アクション」の参加者は、道内で障がい者の就労支援の取組を行っている、又は関心がある企業、市町村、その他法人や団体、個人などとする。

第4 申込み手続き等

- 1 第2 第1項「アクション」への参加希望者は、別記1号様式又は任意の様式により参加を申し込むものとする。
- 2 道は、障がい者就労支援企業認証制度に基づく障がい者就労支援企業の認証をもって、当該企業等を「アクション」の参加者とすることができるものとする。
- 3 道は、第1項による申込みのあった参加者に対し、「障がい者の就労支援」ロゴマーク・キャッチフレーズ使用規定に基づく「ロゴマーク及びキャッチフレーズ」を送付するものとする。
- 4 参加者は、第1項による申込み後に新たに就労支援に関する取組を行ったときは、別記第2号様式により道に届け出できるものとする。
- 5 事務処理については、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において行う。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

- 1 平成26年度までに既に北海道障がい者就労支援プログラム「アクション」に登録されている企業等及び市町村については、旧要綱から本要綱に適用を自動的に引き継ぐとともに、登録者の意向を確認した上で、要綱第3の参加者と位置づけ、基本的機能を引き継ぐものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。
この要綱は、令和3年7月5日から施行する。